

## 寝屋川市環境保全審議会関係法令

### ○寝屋川市環境保全基本条例

#### 第4章 環境保全審議会

(環境保全審議会)

第15条 環境問題に関する市長の諮問に応じるため、寝屋川市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の規定による良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(2) 寝屋川市ラブホテル建築規制条例(昭和61年寝屋川市条例第17号)の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### ○寝屋川市環境保全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市環境保全基本条例(昭和61年寝屋川市条例第15号)第15条第3項の規定に基づき、寝屋川市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平8規則42・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平8規則42・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(専門委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(平8規則42・一部改正)

(関係者の意見聴取)

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部環境総務課において処理する。

(平8規則42・平14規則22・平25規則5・平30規則8・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。